

四 資本等の金額及び資本等取引

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 5 節</u> 資本等の金額及び資本等取引</p>	<p><u>第 4 節</u> 資本等の金額及び資本等取引</p>
<p>(資本の増加の日)</p> <p><u>1 - 5 - 1</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(加入金)</p> <p><u>1 - 5 - 2</u></p>	<p>(資本の増加の日)</p> <p><u>1 - 4 - 1</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>利益又は準備金の資本組入れによる抱き合わせ増資の場合 利益又は準備金の資本組入れに係る部分については(2)に掲げる日、払込み又は現物出資に係る部分については(1)に掲げる日</u></p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(加入金)</p> <p><u>1 - 4 - 2</u></p>
<p>(廃 止)</p>	<p>(減資等の場合の超過払戻額の損金不算入)</p> <p><u>1 - 4 - 3 法人が資本若しくは出資の減少、株式の消却又は退社若しくは脱退(以下1 - 4 - 3においてこれらを「減資等」という。)により支払う金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその株式の額面金額(無額面株式については、減資等の時における資本の金額を発行済株式の総数で除した金額)又は出資金額を超える場合には、その超える金額は、損金の額に算入しない。この場合における金銭以外の資産の価額は、当該減資等の決議をした時における当該資産の価額によるが、当該価額がその支払の時の価額を超え</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(利益準備金の資本組入れがあった場合の資本積立金額の減算)</p> <p><u>1 - 5 - 3 法人が商法第293条ノ3《準備金の資本組入れ》の規定により利益準備金の資本組入れを行った場合には、当該組み入れた金額に相当する金額につき利益積立金額を減算することなく資本積立金額を減算するのであるから、留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該減算する資本積立金額が当該組入れ前の資本積立金額を超える場合には、当該組入れ後における資本積立金額はマイナスとなることに留意する。</u></p> <p>(資本等取引に該当する利益等の分配)</p> <p><u>1 - 5 - 4</u></p> <p>(外貨建転換社債の転換があった場合の資本積立金額)</p> <p><u>1 - 5 - 5</u></p> <p>(新株の買取引受けに係る株式払込剰余金)</p> <p><u>1 - 5 - 6</u></p> <p>(外国法人の資本積立金額)</p> <p><u>1 - 5 - 7</u></p>	<p><u>るときは、その支払をした時の価額によることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(資本等取引に該当する利益等の分配)</p> <p><u>1 - 4 - 4</u></p> <p>(外貨建転換社債の転換があった場合の資本積立金額)</p> <p><u>1 - 4 - 5</u></p> <p>(新株の買取引受けに係る株式払込剰余金)</p> <p><u>1 - 4 - 6</u></p> <p>(外国法人の資本積立金額)</p> <p><u>1 - 4 - 7</u></p>

五 利益積立金額

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 6 節</u> 利益積立金額</p> <p>(納付すべき道府県民税等の計算)</p> <p><u>1 - 6 - 1</u></p> <p>..... <u>1 - 6 - 1</u></p> <p>(注) 被合併法人の最後事業年度若しくは分割型分割に係る分割法人の分割事業年度又は法第24条第 1 項第 3 号から第 6 号までの各号《<u>配当等の額とみなす金額</u>》の規定によりみなし配当の計算が必要となる事業年度については、標準税率によらず適正額により計算の基礎となる事業年度の利益積立金額を計算することに留意する。</p>	<p><u>第 5 節</u> 利益積立金額</p> <p>(納付すべき道府県民税等の計算)</p> <p><u>1 - 5 - 1</u></p> <p>..... <u>1 - 5 - 1</u></p>

六 仮決算による経理

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 7 節</u> 仮決算による経理</p> <p>(仮決算における損金経理の意義)</p> <p><u>1 - 7 - 1</u></p> <p>(圧縮記帳等の経理方法)</p> <p><u>1 - 7 - 2</u></p>	<p><u>第 6 節</u> 仮決算による経理</p> <p>(仮決算における損金経理の意義)</p> <p><u>1 - 6 - 1</u></p> <p>(圧縮記帳等の経理方法)</p> <p><u>1 - 6 - 2</u></p>